

議案第58号

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表前項第2号及び第3号に掲げる業務の項中「4,250円」を「5,100円」に改め、同表中前項第4号に掲げる業務の項を次のように改める。

前項第4号に掲げる業務	(1) 休日において、業務に従事した時間が引き続き4時間以上であるとき	3,600円
	(2) 4時間勤務日等において、所定の勤務時間以外に業務に従事した時間が引き続き4時間以上であるとき	
	(3) 休日において、業務に従事した時間が引き続き2時間以上4時間未満であるとき	1,800円
	(4) 4時間勤務日等において、所定の勤務時間以外に業務に従事した時間が引き続き2時間以上4時間未満であるとき	

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に支給すべき事由が生じたこの条例による改正前の教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例による手当については、なお従前の例による。

平成30年 2 月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

教員特殊業務手当の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例 (抄)

(教員特殊業務手当)

第3条 省 略

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

業 務	区 分	手当の額
省 略	省 略	省 略
前項第2号及び第3号に掲げる業務	省 略	<u>4,250円</u> <u>5,100円</u>
前項第4号に掲げる業務	(1) 休日において、業務に従事した時間が引き続き $\frac{6}{4}$ 時間以上であるとき	<u>3,700円</u> <u>3,600円</u>
	(2) 4時間勤務日等において、所定の勤務時間以外に業務に従事した時間が引き続き4時間以上であるとき	
省 略	(2) 休日において、業務に従事した時間が引き続き $\frac{4}{2}$ 時間以上6時間未満であるとき	<u>3,000円</u> <u>1,800円</u>
	(3) 4時間勤務日等において、所定の勤務時間以外に業務に従事した時間が引き続き $\frac{4}{2}$ 時間以上4時間未満であるとき	
省 略	省 略	省 略

3 省 略